

令和 7 年度企画展

「書類のなかの戦争—戦時下の埼玉に生きた人びと—」 展示報告

鈴木 一史・田口 志織

はじめに

戦争が紙の中にしかないのだとすれば、紙でできた書類の中にこそ、戦争があるはずではないか。埼玉県立文書館（以下、「当館」と表記。）主催の令和 7 年度企画展「書類のなかの戦争—戦時下の埼玉に生きた人びと—」（以下、「本展」と表記。）は、かかる着想から始まった。本稿では、当館で初めての開催となった、日中戦争から太平洋戦争期を主題とした本展について報告する。

まず、前提として、本展の位置付け及び本展に関連する問題領域を示したい。

第一に、当館は、国指定重要文化財「埼玉県行政文書」^①をはじめとする、埼玉県に関わる公文書や古文書、地図等を収蔵するアーカイブズである。収蔵史料は、中世から現代まで幅広い内容が網羅されており、それゆえ日中戦争から太平洋戦争期に関わる史料も含まれる。しかしながら、これまで当館では、「埼玉から見た日露戦争」^②を除き、明治時代以降の戦争を主題にした展示が開催されてこなかった^③。この点で本展は、当館において、戦時下を主題に据えて収蔵史料を紹介する初の試みと位置付けられる。

第二に、当館が埼玉県の所管する公立文書館である点に目を向けたい。この設置形態はすなわち、展示担当者が異動で変わり得ることを意味する。実際、本展の準備過程では、開催前年度に展示の主題となる時代を専攻する企画者が構想を立案した後、年度当初の人事異動を挟み、実施年度には異なる時代を専攻する学芸員が展示担当者となる事態が出来た。そのため、後述のとおり、学芸員同士による内容の調整や

展示構成の変更などが施された。専攻が異なる学芸員による展示の協同も、本展の特徴の一つである。

第三に、アーカイブズにおける戦争展示である点、そして、本展が終戦から 80 年の機会に開催された点からは、戦争を紙に書かれた、あるいは語られた言葉からのみ読み解かざるを得ない困難性、という論点が浮上する。昭和 20 年（1945）の終戦から 80 年が経ち、戦時下を生きた人びとは、その大半が既に鬼籍へと入った。よって、自身が体験者であるという当事者性、あるいは体験者が語っているという優越性は、やがてその有効性を失う。すなわち、日中戦争や太平洋戦争という出来事は、当事者なき後の歴史になりつつあるといえよう。そのため今後は、単に史料を羅列的に紹介したり、加害や被害といった衝撃性を持んだりするのではなく、展示を担う者の構想力と史料の配列とが重要になる^④。本展は、体験者が喪われ、言葉を以て記された記録からのみ日中戦争や太平洋戦争を語るしかなくなる未来を見据えた、一つの試金石と位置付けられよう。

ゆえに本稿での報告内容は、アーカイブズにおける戦争展示、複数担当者による展覧会準備、今後の戦争展示の困難性と可能性について、事例の蓄積及び議論の深化に資するものである。

以上の諸論点を踏まえ、本稿では次の構成及び執筆分担により報告を進めたい。なお、成稿に際しては、筆者兩名での協議・修正を経たことを付言する。

はじめに【鈴木】

1. 展示概要及び準備過程【鈴木】

2. 企画の趣旨と変更点【鈴木】
 3. 主な展示史料【鈴木】
 4. アンケート結果の分析【田口】
おわりに【田口】
- ※別表「展示史料一覧」【田口・鈴木】

1. 展示概要及び準備過程

1.1 展示概要

まずは、本展に関わる基本的な事項を示す。

(1) 会期

令和7年(2025)6月7日(土)～9月7日(日)

※国指定重要文化財「埼玉県行政文書」原本
展示：8月14日(木)～8月17日(日)

(2) 開館時間

午前9時から午後5時まで

(3) 休館日

毎週月曜日、国民の祝日、7月31日(木)

(4) 観覧者数

1,503人(1日あたり17.8人)

(5) 展示史料

別表「展示史料一覧」のとおり

(6) 刊行物

展示解説リーフレット
(全4ページ、フルカラー、無償配布)

(7) 関連事業

展示解説：8月16日(土)・17日(日)
午後2時～午後2時20分まで(事前申込不要)

(8) アンケート

回答数：61(回答率4%)

1.2 準備過程

次いで、準備過程を紹介したい。なお、当館における展示は、埼玉県立文書館管理規則で、所掌事務として「文書に関する講習会、研究会、展示会等の開催に関すること」と定められたとおり、あくまで講習会や研究会と同列の教育普及に位置付けられている。既に当館の展示活動については折に触れて紹介されているため⁶⁾、ここでは企画の経緯に絞って稿を進めよう。

当館の展示企画は、所属する学芸員による会

議を開き、各者が提示した案を討議して選定している。令和5年(2023)の企画展示からは、古文書担当及び史料編さん担当に所属する学芸員が展示を担っている。筆者は兩名とも、当館在籍時には史料編さん担当に所属しており、準備は概ね以下の経過を辿った。

令和6年(2024)

上半期：館内の会議で展示計画を合意

令和7年(2025)

1月：第14回埼玉県学芸員合同研究発表会―ミュージアムフォーラム―で、鈴木が展示内容の一部を先行して報告

2月：館内の会議で、次年度事業として開催の方向性を内々に決定

3月：展示史料選定、史料写真撮影

4月：年度当初の人事異動により鈴木が他館へ異動し、展示担当者が後任の田口へ変更。開催起案作成・決裁

5月：最終的な展示史料選定、解説執筆等

6月：開幕

8月：国指定重要文化財「埼玉県行政文書」原本展示(14日～17日)、展示解説(16日・17日)

展示に関わった兩名の専攻分野は、鈴木が日本近現代史、田口が日本近世史である。すなわち、企画者自身が専攻する時代について企画立案した展覧会を、異なる時代を専攻する学芸員が担当することになった。そのため、結果として令和6年度に鈴木が収蔵史料の把握と確認、展示史料候補の選定を担当し、令和7年度に田口が準備に係る実務を担当した。

かかる事情から、鈴木が用意した構成案及び展示史料候補を基に、年度明けの4月以降、兩名で構成や展示史料について討議を行った。

そしてその結果を踏まえ、兩名の分担により、開催挨拶、各章解説、展示史料解説の執筆を行った。ただし、実際には、各自が書いた内容を双方が閲読し、内容や史料説明における字数制限などの観点から意見交換の上、修正した。そのため、分担はしているものの、実質的には両

者の共同執筆といってよい。

解説執筆後は、館内の学芸員による確認及び文書起案に基づく決裁を経て、内容の確定を見た。その後は田口を中心に、館内の学芸員が協力して史料出納、パネル等作成、設営を行った。なお、関連行事の展示解説は田口が担当した。

2. 企画の趣旨と変更点

2.1 企画の趣旨

ここでは、本展の企画趣旨を述べたい。

当館の収蔵史料は、概ね埼玉県内の公文書、中世以降の県内各地に残された古文書（武家や寺社、名主、近代以降の団体など）、地図、県史編さん史料、行政刊行物などから成る。これらの史料の主たる特徴は、紙に文字が書かれている点に存する。

かかる特徴は、体験者亡き後を生きるであろう我々が、自身の体験や記憶としてではなく、他者が発した言葉を読み解くことでしか、戦争について考えることができない、という困難性を示唆している。次の一節は、この困難性を表すとともに、展覧会名の着想のきっかけとなった指摘である。

「この不連続的連続エッセイの目的は、戦争を描いた作品と作家を研究することにあるが……いつか終わったときには、戦争は紙の中にしか、書物の中にしかないのだという逆説が成立しているようにはこびたいと思ってはじめた。……これくらい雄弁にののしられながらこれくらい雄弁者が何ひとつとして知覚もできねば想像もできないでいる現象はほかにはない。……戦争はジャングルや砂漠にあるが、同時に上質な書のなかにしかないのでもある。トロイ戦争はどこにあるか、太平洋戦争はどこにあるか。ごらん。いまや紙の中にしかないではありませんか。」⁽⁶⁾

我々は、紙に書かれた文字を媒介に、体験や経験そのものを識るわけではない。言葉で表してはじめて、体験や経験を認識し、他者と共有することができる。この文脈において、原理的

には紙の「外」に戦争は存在しない。体験者が自身の記憶を語るという優越性が主張できなくなったとき、残されるのは、我々が読み解き、語ることで想起される「紙の中の戦争」である。当館の所蔵する紙、すなわち史料の中に残された、戦争のありようを探ること。これが本展企画時における初発の趣旨であった。

さりとて、先の指摘と同じ展覧会名では独自性に欠ける。当館の性質から考えて、「文書」や「史料」という文言を掲げるのも選択肢ではなかった。しかし、いずれも公的機関や研究者が使う用語で、一般に馴染みは薄い。そこで思い付いたのが、「書類」という文言であった。これならば、一般的にも馴染みがあり、加えて、公文書や古文書をはじめとした収蔵史料の性質を包含できると考えた。

また、物質としての墨やインクでなく、書類に記された内容から戦争を読み解くという観点に基づき、「中」を平仮名へと変えた。ここに、本展のタイトルである「書類のなかの戦争」が成った。

とはいえ、単に収蔵史料から戦争に関わる記述を抜き出して並べるだけでは、内容が漠然とならざるを得ない。当館の収蔵史料において、戦争に関わる内容は、特定の文書群に集中していない。むしろ、公文書（埼玉県行政文書）や古文書（埼玉銀行文書、伊達徳次郎氏関係文書（元川越市長）など）、戦中戦後期の埼玉県関係行政文書（埼玉県が市町村へ発した通知類のマイクロ紙焼き）などに分散している。そのため、準備段階では戦時下の史料が比較的多く含まれる文書群を抽出し、群ごとの特徴を紹介する構成も検討した。しかしながら、文書群ごとの特徴を調査・総括する時間的余裕はなく、全体をとおして年代順の配列が難しくなるため、この案は採らなかつた。

つづいて浮上したのが、人びとの生活に焦点を据える構成である。当館は公的機関であるため、戦時下を題材とする場合は、様々な方面への配慮が求められる。暮らしであれば、多彩な文書群から展示史料を選定できよう。また、暮らしを前面に出すことで、政治的な立場性から

比較的距離を置いた形での構成が可能となる。ただし、敗戦という帰結が見えていなかった以上、戦時下を生きた人びとにとって、現在から見れば制限や苦勞と判断される事柄が、同じように感じられていたとは限らない。この点で、苦勞という言葉は、現在を生きる我々の基準を、戦時下を生きた人びとへ当てはめており、内在的とは言い難い。

肝要なのは、「現代から見ると不合理で不可解に見える世界（たとえば愚かで無謀な戦争）……に存在する、全体をつなぐ論理的な脈絡を発見」^⑩することである。本展に即して言い換えれば、単に人びとが戦争で苦勞のみを強いられたと決めつけるのではなく、同時代を生きた人びとの論理や心情を筋道立てて読み解く試みが重要なのである。ここに、本展の「戦時下の埼玉に生きた人びと」という副題が成った。

もとより、個人が自身の出来事や感想を綴った史料だけが、人びとのありようを探る手がかりになり得るわけではない。一見、普段の暮らしで使わないような言葉が使われた公文書においても、記された内容には、法律や経済、社会や人びとの動向に対する把握が前提されている。そもそも、公文書も古文書も、書かれるに至る過程が異なるだけで、一人もしくは複数の個人によって書かれたという点で差異はない。言葉が記されている以上、その内容は固有の時間と空間に規定された認識に基づいている。我々にできるのは、残された言葉を解釈し、その前提になったであろう認識を解き明かすことである。

以上の着想を基に、当館の様々な収蔵史料に戦時下のものが含まれていることを周知する、また、戦時下における埼玉の様子を人びとの生活から紹介することを目的に、緩やかに時系列を取り入れつつ、

プロローグ 開戦と書類

第1章 見送る人びと

第2章 貯める人びと、差し出す人びと

第3章 空襲に備える人びと

エピローグ 終戦と書類

という構成とし、時期は日中戦争期から太平洋戦争開戦を経て、終戦までを対象とした。

2.2 変更点

展示準備に際しては、前述の担当者変更に伴い、田口の提案を基に協議の上、主に以下の点を変更した。

第一に、構成の変更である。当初、「プロローグ」と「エピローグ」は、開戦・終戦ともに、『埼玉県報』の告諭で統一していた。これは、両者が詔勅や内閣告諭を基にした内容で、開戦と終戦の意義を埼玉県と結び付けており、戦時下の埼玉を象徴していると鈴木が考えたからである。一方、田口は、当館がアーカイブズであり、戦争や昭和28年（1953）の埼玉県庁の火災を経てなお残された史料を収蔵していることから、それらを未来に残すという館の使命を強調したいとの意向を持っていた。結果的に田口の提案を取り入れ、「エピローグ」は太平洋戦争終戦ではなく、県庁の火災を展示対象の終期とした。

第二に、展示史料の差し替えである。開戦時に埼玉県庁が県民に宛てて発した「県民ニ告グ」は、当初は当館収蔵の複製本をパネルにして展示する予定であった。しかし、田口が上司である学芸主幹の新井浩文から助言を受け、本展の準備過程において、秩父市立秩父図書館で原本調査を行ったため、原本の写真パネルによる展示へ変更した。本調査は同史料が含まれる、当館のマイクロ紙焼き文書群の「戦中戦後期埼玉県関係行政文書」を作成して以来、はじめての再調査であった。これは同館からの協力あつてのことで、ここで特に記して感謝申し上げる。

第三に、書簡や写真等の追加である。企画段階では、自治体や軍などが発した文字史料を中心に展示候補として抽出していた。しかし、親しみやすさと明快さを加えたいという田口からの提案により、書簡や写真類を追加した。

第四に、「教えて！企画者さん」、「教えて！担当者さん」、「担当者は語る」コーナーの増設である。本展は、基本的に文字で書かれた史料に対して、意味や時代背景、特徴を説明する形式

である。そのため、一方的な説明のみにならないよう、鈴木・田口の両名が趣旨などについて対話形式で説明し、その内容を、本展を補佐した学芸員の青木裕美がコミュニケーションツールのチャット画面風にデザインし、パネルで展示した。

第五に、国指定重要文化財「埼玉県行政文書」の原本展示である。原本展示は、史料保護のため、展示会場の監視をはじめとした館内調整を伴う。そのため、企画段階ではパネルによる展示を見込んでいた。対して、集客の可能性や、アーカイブズの機能紹介などの観点から、田口の発案により、期間限定で原本展示を実施した。

第六に、浦和空襲体験者の手記の展示である。これは当館職員からの、かつて近隣住民が当館によく来館し、昭和 20 年 (1945) の浦和空襲の話をしていて、という話題提供を契機とした試みである。その際、当館に当人を招き、オーラル・ヒストリーの収集と座談会ができないかという話へ展開し、準備を始めた。ところが、本人に連絡を取ろうとしたところ、既に逝去したことを伝えられた。代わりに御家族から本人の語りと、御家族自身のオーラル・ヒストリーを取得した。

なお、この際の語りは、話者の意向で外部公開はしないことを約束している。2 度のオーラル・ヒストリー収集のなかで、話者から故人が記した手記の提供を受け、話者とその御家族の了承を得て、パネルとして展示した。当館近くでの空襲被害であったため、来館者からの注目を集めた。話者は、原本展示の際に御家族で来館され、また故人の親族にも紹介したようで、親族の来館もあった。故人、話者、家族、観覧者が手記によって結節する場面を目の当たりにし、印象深い出来事であった。

3. 主な展示史料

本展の展示史料及び展示会場において掲出した解説は、本稿末尾の別表「展示史料一覧」のとおりである。ここでは、特徴的な史料について、そのあらまし及び注目点を紹介したい。

なお、展示史料に言及する際は、閲覧の便を

考慮し、「埼玉銀行文書 11-140」といったように、当館で付した文書番号を初出時に併記した。また、引用は適宜、現用字体に改めた。

3.1 開戦を告げる

開戦は、詔勅によってのみ告げられたわけではなかった。

知事の宮野省三は、開戦の詔勅が発せられると直ちに緊急部課長会議を招集した後、県庁玄関前で庁員に対する訓示を行った。その後、開会中の議会本会議場で県民の心構えについて演説した。そして、県民に対しては告諭第 2 号を発表し、県下各地の掲示板や隣組回覧板に「県民ニ告グ」などを掲げたとされる⁹⁾。

本展では、昭和 16 年 (1941) 12 月 8 日付けの『埼玉県報』号外に掲載された、知事から県民宛での「告諭第 2 号 大詔渙発県民覚悟ニ関スル件」(埼玉県報 216) を展示した。前半の内容は、開戦までの経緯と日本の正当性を説明する点で、一般に広く知られる「宣戦ノ詔書」とほぼ同様の構成である。一方、後半では、「陛下ノ信倚ニ答ヘ奉ルヲ得シ」と、天皇の信頼に応える重要性が提起され、「諸子ハ宜シク臣子翼賛ノ道ニ則リ沈着身ヲ処シ營々業ニ努メテ」、職域奉公や資材の節約、相互扶助に努めるよう訴求されている。加えて、末尾では、「朝暮帝都ヲ臨ミテ日々皇風ニ浴スル埼玉県民ノ忠誠ヲ天下ニ示スベキナリ」と、帝都東京に近い埼玉だからこそ忠誠を示すべしと、天皇との距離の近さを強調する文言が見られる。

ここには、天皇の名で発せられた開戦の詔勅の内容を、埼玉県と結び付けて解釈し、県民に対して為すべき行動を指示しているという特徴を読み取れよう。ただし、引用からも分かるとおり、この告諭には難読と思われる単語が含まれる。よって、一部の県民にしか読み取れなかったであろう。

そこで注目したいのが、先の「県民ニ告グ」(C1563、秩父市立図書館所蔵行政文書 7 旧高篠村 No.69) である。この文書は、「告諭第 2 号」と同じ昭和 16 年 (1941) 12 月 8 日に、埼玉県の名義で県民に向けて発せられた。4 つ

の項目に分かれており、「暴虐英米ヲ撃ツベキ宣戦ノ大詔ハ遂ニ洩発セラレマシタ。勝利ハ常ニ正義日本ノ上ニアリマス」などと、比較的平易な調子で記されている。また、「勝利」、「沈着冷静」の文言は特に大きな活字で印刷されている。更に、「県ハ常ニ各方面トノ密接ナル連絡ノ下ニ隨時県民ノ向フベキ所ヲ指示致シマス。宜敷ク県ノ指示ヲ遵守シテ挙国一致ノ実ヲ挙ゲマセウ」と、県の指示に従うよう求めている。これらの特徴からは、より幅広い県民への周知を企図した様子が看取できよう。開戦の趣旨は、天皇や国から県へ、そして県民へと、内容面における比重や具体性を変えつつ伝えられた。

ここで掲げた二つの史料は、当館では異なる文書群（埼玉県行政文書、戦中戦後期埼玉県関係行政文書）に収蔵されている。しかしながら、実際には埼玉県内という同じ空間において、太平洋戦争開戦直後という同じ時間に発せられた文書である。文書群のみにとらわれず、内容面を比較することも重要といえよう。

3.2 慰問袋作りを依頼する

戦う兵士への感謝の要諦は、華々しい戦果から内地での平穏へと移り変わった。

本展では、日中戦争期の大里郡妻沼町（現熊谷市）で、町長らから武州銀行（現埼玉りそな銀行）妻沼支店長へ発せられた、慰問袋の制作依頼文を展示した。それぞれ昭和13年（1938）、同14年（1939）、同15年（1940）に作成されたもので、納期や数量といった情報の他に、慰問袋の必要性についての説明が見られる。

まず、昭和13年（1938）の依頼文（埼玉銀行文書 11-172）では、「一死報国の念に燃る皇軍の活躍は……赫々たる戦果を納め……先日本町出身将兵に対する慰問品募集に際しては非常の好成績を納めました……銃後後援の赤誠を顕し出征将兵の意気を鼓舞し日支事変目的達成に一如の御努力相仰度」と記される。ここには、軍の活躍を強調した上で、兵士の鼓舞が意義として示されている。

次いで、昭和14年（1939）の依頼文（埼玉銀行文書 11-140）では、「皇軍将兵は……泥水

す、り草をかみ荒れる山河を幾千里其労苦は我々の想像以上でありませう。此勇士の塹壕の中で受取る手紙や慰問袋は何よりの楽しみ」と記される。ここでは、兵士の苦労の強調と、兵士の慰安が前面に押し出されている傾向が読み取れる。

更に、昭和15年（1940）の依頼文（埼玉銀行文書 11-75）では、「聖戦三年支那事変に国を挙げて戦つて居るとは云へながら銃後国民は未だ一度も大砲の音も聞かず空に敵機の影すら見ず皆其業に安ずる事を得るのは全て出征兵士の力戦奮闘のお蔭です……出征兵士の最も喜ぶ慰問文や慰問袋をどしどし送りせめて硝煙風腥さ広野に働いて居る兵士に一時の慰安なり共与たいと思ます」と記される。ここへ至り、戦果は顧みられなくなった。内地で空襲や戦闘が起こっていないことへの感謝が強調される一方、後段では変わらず慰安が目的に示された。

以上3点の史料は、妻沼町という同じ場所で発せられた、慰問袋作りという同じ主題に関わる史料である。しかしながら、時系列に配置することで、前線の兵士や慰問袋の意義付けの変化を確認できた。日中戦争の長期化のためか、戦果ではなく内地が戦場になっていない現状が兵士への感謝の理由となった。また、慰問袋の意義付けは、兵士の士気の鼓舞から慰安へと変わった。そこには、わずか1年ずつでも根柢的な変化が見られた。一見、特定の立場から発せられた、公式的な見解に即した言葉でも、そこには戦争に関わる状況認識や、慰問袋の制作という協力を正当化するための論理の変遷を看取れる。

3.3 貯蓄を迫る

国策は、必ずしも強権的に実行を迫られたとは限らなかった。

戦時下では、消費の抑制や国債の消化などを目的に貯蓄が奨励された⁽¹⁰⁾。とはいえ、貯蓄は戦時下の国策であり、強制力を伴い実行に移されたとだけ考えるのは、単純に過ぎる。

本展で紹介した「国民貯蓄奨励ニ関スル書類（同17年3月迄）」（埼玉銀行文書 2388）には、

貯蓄報国強調週間における勧誘方法を示した史料が含まれる。具体的には、銀行員が家庭訪問により貯蓄を勧誘するという場面設定で、寸劇仕立てで段取りが示されている。貯蓄の趣旨を説明した後、「(出来れば結構ですが此頃は物は高くなる税金が上るので貯金まで云々々々)と云ふ逃げ口上は殆ど一般的ですから夫れ以上言はせぬ様に押へて」とした上で、「お宅様あたりでは少しのお心掛けでたやすく出来る事ですから シツコク御勧め申し上げますが戦地に居る兵隊さんと御苦勞を共にする思召して御考へくださいます様」と述べるよう指南されている。

ここで注目したいのは、物価や税金上昇という、(実は現在を生きる我々にも切実な?) 言い訳を踏まえた上で、前線の兵士の苦勞を持ち出され、「御考へくださいます様」と促した点である。戦地での苦勞という、表立っては反対し難かったであろう話題が持ち出され、あくまで自身の考えによる貯蓄への協力が求められた。

本章で紹介したとおり、本展の展示史料選定では、戦争の被害や加害といった要素ではなく、同時代を生きた人びとが戦争に対する納得を深める上で通用したと思われる論理や、戦争の中で生きた人びとの心情を重視した。

4. アンケート結果の分析

では、本展におけるアンケート結果の分析へ移りたい。本展では、次の項目について質問を行った。項目は、当館のこれまでの企画展におけるアンケートと概ね同様の内容である。

1. 本展を知ったきっかけ
2. 当館への来館回数
3. 来館の目的
4. 回答者の年代
5. 回答者の居住地域
6. 企画展の感想
7. 今後開催を希望する企画展のテーマ
8. 当館への要望

ここでは、本展に直接関係しない7と8を除

き、簡単にまとめたい。ただし、8に本展についての感想に関わる記載が見られる場合もあるため、それについては6に集約して紹介する。

1については、「文書館HPを見て」が最多で、次点で「新聞・テレビを見て」であった。本展は戦後80年を意識しており、また8月の終戦に関わる報道に重なる時期かつ、埼玉県内での戦争に関わる展示のなかでは比較的早い時期の開催であったため、メディアに取り上げられやすかった。ただし、7月に実施された第27回参議院議員通常選挙と時期が重なったため、会期当初は広報活動に苦戦した。また、知人からの紹介や他館でポスターを見て来館したという回答者もあり、特に、知人からの紹介の具体的な中身として、県職員同士で話題に挙がったので来館した、という珍しい回答内容もあった。

2の来館数については、2~10回が最も多く、次いで初めて来館が続いた。

3の来館目的については、企画展観覧が最も多く、図書館分室利用、閲覧室利用、当館の講座参加といった別の目的での来館者も多かった。当館の展示室は、県立熊谷図書館浦和分室と同一階層で横並びに設置されており、同室での用事を済ませがてら本展に立ち寄ったという回答もあった。当館の主な利用方法である史料の閲覧へ繋げる方策は、今後の課題である。

4の年代については、高齢者層が多いものの、若年層の来館者も見られた。また、アンケートには、高校にも展示を周知してほしいという高校生からの要望があった。

5の居住地域については、埼玉県域が多数で、とりわけ当館が所在するさいたま市からの来館者が多かった。また県外では、東京都や神奈川県、千葉県がみられ、特に東京都、神奈川県は当館職員の個人的なつながりから、広く様々な館にポスター掲示とチラシの配架を依頼した。特に、横浜都市発展記念館では本展と同時期に、戦争に関わる特別展「戦後80年 戦争の記憶—戦中・戦後を生きた横浜の人びと」を開催していたこともあり、同館の公式SNSで複数回取り上げていただき、反響も大きかった。また、埼玉県地方史研究会2024年度第2回定例研究

会では鈴木が、首都圏形成史研究会第134回例会「戦後80年 戦争を伝える―博物館・文書館の企画展示事業から―」では田口・鈴木が、本展について報告やコメントを行う機会を得た。外部の研究会において報告することで、担当者の知見が広がるほか、展示の宣伝にもなり、より一層の広報効果が得られた。

6の感想については、大変よかった、よかった、と答えた人の割合が90%に達し、満足度の高い展示であったことが分かる。具体的な感想として、自身の戦争体験を記載した人や、開戦から終戦までを書類という視点から展示していることに新鮮さを覚えた、といった感想が寄せられた。

本展では、「教えて！担当者さん」といったタイトルのコラムを複数掲出した。戦時下に関する前提知識を共有し、展示鑑賞のハードルを下げる効果を狙った。暗いイメージが付きまとう戦時下の展示は、雰囲気は全体的に陰鬱になってしまうため、あえてカジュアルさを前面に出した。こちらについても、アンケートでは好意的な意見が寄せられた。

また、今年度から試みとして展示解説会を2回行った。当館の展示室は手狭であるため、講座室を会場に講義形式で解説を行い、終了後に展示室を自由に見学する形式を採った。アンケートでは、展示解説を以前から望んでいたという声や、今後も継続してほしいといった声が寄せられた。こちらについては、今後も前向きに開催を検討していきたい。

以上のとおり、アンケートに記された感想を見ると、担当者の意図が来館者に概ね伝わっていたと考えられる。また、来館者の要望を今後の展示に反映出来たらと思う。

おわりに

ここまで展示を振り返った。途中で担当者の変更があり、前担当者が部局の異なる館へ異動となったことで、意思疎通に苦労があった。前担当者が準備したものから、その意図を汲み、復元していく作業はかなりの時間を要した。とはいえ、実際には、準備段階で時間をかけて両

名で何度も話し合い、解説の内容を確認し、互いの認識をすり合わせていくことで、最終的には両者が納得する展示となった。

また、展示タイトルは、あえて正面から「戦争」という言葉を掲げた。使用することでテーマが明確になる一方、外部からの批判が懸念された。それゆえ、矢面に立つ覚悟をもってくださった上司や、支えてくれた文書館職員一同には、心から感謝している。そのような職場環境であるからこそ、繊細さが求められる内容の展示を堂々と展開することができた。またテーマが明確であったからこそ、観覧者の反応も好感触であった。

本展は、「戦争」を主題としながら、「戦死」や「加害」にはあえて触れず、死者を神格化する、「英霊」をはじめとした同時代的な用語も使用しなかった。また、戦争による被害の凄惨さにも言及しなかった。それは、人の死や生きる場所の喪失、あるいはそうした出来事に伴う苦労や克服を回顧的に語る営みは、ともすれば過去の美化と正当化を伴うからである。我々は、結果論の立場からしか過去を語るができない。だからといって、現在の尺度でのみ過去を眼差すことは、戦争を既に過去のものと捉える価値観を助長させることになり得る。現在を生きる我々が過去の戦争を切実に捉えるには、本土空襲や敗戦という未来を知らず、現在の出来事としての戦争の中で生きていた当時の人びとの実存に即して、残された言葉を読み解く試みが必要なのである。

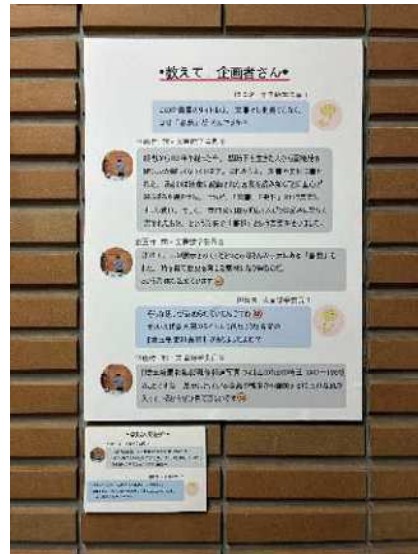
アンケートで印象に残ったのは「日本はずっと戦後のままなんじゃないかと思ったりしています。」との一文であった。終戦はたった80年前で、歴史ではなく現在として、地続きであることが来館者に伝わっていると感じた。来る90年、100年の戦後は、戦争を直に体験した人びとがいなくなる時代である。宇義通りの「書類」のなかの戦争を、いかに適切に読み解くか、我々学芸員には課せられているだろう。

最後に、本展開催にあたり、惜しみない援護と協力をくださった皆様に心から感謝申し上げます、擱筆としたい。

【参考写真】



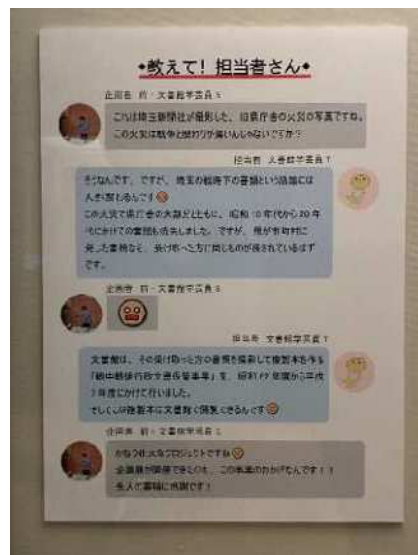
展示室入口前のバナー



「教えて！企画者さん」パネル



会場風景（入口側から撮影）



「教えて！担当者さん」パネル



会場風景（展示室内から撮影）



国指定重要文化財「埼玉県行政文書」
原本展示



展示解説風景（当館展示室）



展示解説風景（当館講座室）



常設展示室での本展関連コーナー
（埼玉新聞社撮影戦後報道写真）

註

- (1) 太田富康「埼玉県行政文書の重要文化財指定」（『埼玉の文化財』50、2010年）、新井浩文「埼玉県行政文書の保存と管理」（同前）などを参照。
- (2) 平成22年（2010）11月2日～平成23年（2011）2月13日。当該展示の概要については、当館ウェブサイト（<https://monjo.spec.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/272>）にパンフレットが掲載されている（令和8年（2026）3月30日最終アクセス）。
- (3) 当館の常設展では、通史展示の一部として明治時代以降の埼玉の歴史を紹介するコーナーが設けられている。これまで、年2回の展示替えにおいて、随時、太平洋戦争に関わる収蔵史料も展示してきた（概ね覗きケース1台分）。また、近現代史に関わる企画展であっても、明治～大正期、戦後～現代が主であり、昭和戦前期が主たる対象となる展示は、令和に入ってから行われていなかった。
- (4) この論点については、鈴木一史「モノが語る「戦争」⑫ 灯火管制用安全遮光カバーは戦争を「語る」ことができるか」（『民具マンスリー』58・8、神奈川大学日本常民文化研究所、2025年11月）を参照。
- (5) 当館の展示事業については、佐藤美弥「アーカイブズにおける展示を通じた歴史像の発信―埼玉県立文書館の他機関連携展示によせて―」（『文書館紀要』32、埼玉県立文書館、2019年）などに詳しい。
- (6) 開高健『紙の中の戦争』文藝春秋、1972年、223～225頁。
- (7) 暮らしに焦点を据えるという着想は、昭和館の「国民生活に係る歴史的資料・情報を収集、保存、展示し、その労苦を次世代へ伝える」という設立趣旨から示唆を得たものである。同館ウェブサイト（<https://www.showakan.go.jp/about/>）を参照（令和8年（2026）3月30日最終アクセス）。
- (8) 有馬学『日本の歴史23 帝国の昭和』講談社、2010年、12頁。
- (9) 『埼玉県行政史 第二巻』埼玉県、1990年、839～840頁。
- (10) 米山忠寛「昭和戦時期日本の国家財政と家計・貯蓄奨励の論理と構造」（法政大学大原社会問題研究所・榎一江編著『戦時期の労働と生活』法政大学出版局、2018年）などを参照。

別表 「書類のなかの戦争—戦時下の埼玉に生きた人びと—」展示史料一覧

通番	文書番号	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション
<p>ごあいさつ</p> <p>終戦から80年を迎える本年、当館では初めての試みとして、戦時下の埼玉を取り上げた企画展を開催します。当館は昭和44年(1969)の開館以来、埼玉県に関する行政文書や、県内に残された古文書、いわば広い意味での書類を、収集・保管・公開してきました。そのなかには、昭和20年(1945)の太平洋戦争終結へと至るまでの、埼玉の様子を伝える内容が含まれています。</p> <p>戦時下の埼玉では、多くの人びとが地域で見送りを受けて戦地へ向かう一方、のこされた家族が生活に困らないよう、援護事業が実施されました。また、戦争を続けるために多くの資金や物資が必要となり、経済を安定させるために貯蓄の奨励が、物資の不足を補うために金属の回収が行われました。やがて戦局が不利になると、空襲から自分自身を守り、生活を続けるための対応が模索されました。人びとがこうした動向は、日々の生活を懸命に続けることが戦争への協力に直結しながらも、戦争によって生活が切り崩される過程であったといえるでしょう。</p> <p>本展では、戦時下の埼玉で作られ、残された書類から、当時の人びとの暮らしや戦争との関わりを読み解きます。本展の開催が、当館の収蔵する書類の多彩さに触れていただくとともに、過去を振り返り、未来への指針を考えるきっかけになれば幸いです。 令和7年(2025)6月 埼玉県立文書館</p>								
<p>コラム 教えて！企画者さん(タイトルについて)</p> <p>このコーナーは、本展担当者の田口と企画者の鈴木がお互いの素朴な疑問を質問するコーナーです。</p> <p>担当者: この企画展のタイトルは、文書でも史料でもなく、なぜ「書類」だったんですか？ 企画者: 今、戦時下を生きた人から直接話を聞くことが難しくなっています。これからは、文書や史料に書かれた、あるいは映像に記録された言葉を読み解くことに重心が移らざるを得ません。けれど、「文書」「史料」という言葉はすこし硬い。そこで、専門家に限らず広く人びとの営みに際して書かれたもの、という意味で「書類」という言葉を使いました。 担当者: そんな思いが込められていたんですね！ そういえば「書類のなかの埼玉」って似たような名前の『埼玉県史料叢書』がありましたよね？ 企画者: 『埼玉新聞社撮影戦後報道写真 フィルムのなかの埼玉1947-1964』ですね！ 展示にも出ている写真や戦争から復興する埼玉の写真が入っているからぜひ見てほしいです！</p>								
<p>プロローグ 開戦と書類</p> <p>昭和16年(1941)12月8日、真珠湾攻撃により太平洋戦争が開戦しました。開戦の詔勅が布告されると、知事の宮野省三は県庁職員へ訓示を行い、県議会で県民がもつべき心構えについて演説しました。そして、県の法令や公示を載せる『埼玉県報』で、開戦までの経緯や日本の正当性を説く告諭を發しました。さらに、為すべき行動を示して戦争への協力を求める「県民二告ぐ」が、県内各地の掲示板や回覧板で示されました。これらと併せて、同日の『埼玉県報』には、ネオンサインの灯火管制を行う旨の告示が載せられ、空襲に備えた具体的な対応も取られました。</p>								
<p>第1章 見送る人びと</p> <p>昭和12年(1937)の日中戦争勃発とその後の長期化により戦線は拡大し、太平洋戦争前から兵士が大量に動員されていました。関連書類からは、出征に際して地域で行われた見送りや行事の様子、餞別の中身などを読み取ることができます。</p> <p>一方、見送る側の家族にとって、出征は働き手を失うことでもあり、生活の援助が必要とされました。埼玉県下では帝国軍人後援会埼玉支会をはじめ、市町村にも軍事援護会が設けられ、講演会による啓発、映画の招待券や金一封の贈呈などといった援護事業が行われました。</p>								
通番	文書番号	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション
1	行政文書	—	埼玉県報216《告示第826号》 広告看板装飾等灯火管制 施行ノ件	昭和16年12月8日	1941	—	—	重要文化財(期間 限定原本展示) 知事から県民に宛てた告示です。先の告諭と同日に発出されました。本告示では屋外の広告や看板などの装飾灯、家の軒先にある外灯など屋外の灯火を、日没から日の出まで消灯するよう指示しています。防空のための灯火管制ですが、夜間の光がなくなったまを想像するのは現代ではなかなか難しいでしょう。
2	秩父市立図書館所蔵行政文書	C15633 旧高篠村 No.69	県民二告ぐ	昭和16年12月8日	1941	埼玉県	県民	パネル 秩父郡高篠村(現秩父市)に残された、県から県民へ宛てたものです。告諭の内容を受け、開戦後も各職場で冷静沈着に責任を果たすこと、国防の備えは完璧なので流言に惑わされず防衛に協力すること、増産に努めること、県の指示を守ることが示されています。告諭に対して、もつべき心構えと取るべき行動に主眼が置かれています。一般県民に周知するため、平易な言葉が使われたことがうかがえます。
3	川田氏収集	11117	[出征風景](クレヨン画)	昭和戦前期	—	山藤富士子	—	小学校高学年の児童が、出征する兵士と見送る人びとを描いた絵です。画面左端の兵士は旗を、二人目はラッパと思し物を持っていきます。画面右には二階建ての家が描かれ、玄関付近には子どもを背負い、日の丸の小旗を持つ女性が描かれています。地域における見送りの様子を子どもの目を通してうかがえる作品です。
4	高橋(周)家	3225-1	高橋周兵衛入営二付餞別受納帳	昭和15年1月10日	1940	—	—	(キャプション無し)
5	鈴木(庸)家	4184	誠一出征餞別受納諸事録	昭和16年7月13日	1941	—	—	比企郡宮前村(現川島町)で名主を務めた鈴木家に残された、出征時の様子や餞別の一覧が書かれた帳面です。極秘動員であったため、送別会や祈願等は禁止され、召集令状などを入れる奉公袋も風呂敷でという指示が下されたようです。後段では餞別の中身や金額、贈り主が列挙され、金銭以外にシャツや手袋といった実用品が見られます。奇しくも動員の下令日は、戦死した、同家出身のオリンピック選手、鈴木聞多の命日でした。
6	埼玉銀行	4-40	臨時召集二依ル出征兵二対スル送別会ノ件通達	昭和17年12年9日	1942	飯能銀行本店	吾野出張所	—
参考	川田氏収集	7819-12	下諏訪町青少年團自演 出征遺家族慰安会	6月17日	—	—	下諏訪町青少年団外	長野県諏訪郡下諏訪町で青少年段により開かれた、出征遺家族慰安会の次第です。ニュース映画の上映から始まり、劇や奉曲、舞踊、歌など様々な演目が披露されたようです。「皇国の母」「海の進軍」など戦争を意識したと思われる演目も見られます。地域における援護事業の様子が分かる書類です。

7	川田氏収集	4645	[出征時款送温情二付礼状]	[昭和13年]7月10日	[1938]	麻布歩兵金子隊五飯田正市	埼玉県北埼玉郡三田ヶ谷村大字三田ヶ谷奥澤重吉	—	「麻布歩兵金子隊」の飯田正市が北埼玉郡三田ヶ谷村(現羽生市)の奥澤へ死でた、出征の見送りに対する礼状です。活版印刷であるため、一定枚数を印刷し、配布したと思われます。前段では熱心な款送に感謝して無事に入営した旨を知らせるとともに、後段では様々な恩に報いる覚悟を示し、留守宅への配慮を願っています。「君ノ恩、國ノ恩、皆様ノ恩」という文言と書いてある順番からは、当時の人びとの価値観を看取できます。
参考	古沢家	3945	[小生の出張当分見合せと相成り申候二付書状]	[明治43年]2月3日	[1910]	Y.Furusawa	古沢嘉辰	史料7関連。麻布歩兵連隊(歩兵第3連隊)駐屯地の前書を題材とした絵葉書。古沢家文書には明治期から昭和戦前期の軍関連のまとまった史料が含まれている。	(キャプション無し)
8	川鍋家	636	入営軍人の答辞	[昭和19年]	[1944]	—	—	—	昭和2年(1927)に徴兵令の全面改正の形で公布・施行された兵役法により、20歳を迎えた男性は徴兵検査を義務付けられ、合格者は抽選を経て現役兵として入営しました。後に戦争の長期化に伴い、服役年限の延長や対象の拡大が行われることになりました。 本史料は入営する軍人の送別の宴での答辞です。盛大な見送りの様子や、国家を守る「干城」(城と楯)である軍人となることへの喜びと覚悟がうかがえます。本史料はこのようにして選ばれた軍人の送別の宴での答辞です。盛大な送別の宴の開催へ感謝、国家の干城となることへの本懐、入営の暁には軍事の本文を全うする覚悟が記されています。
9	川鍋家	638	旅行申告書(現役兵トシテ入営ノ為メ帰郷ニ付)	昭和19年11月26日	1944	浦和駅長	川鍋巖	—	(キャプション無し)
10	飯田氏	350	[写真](飯田韓一入隊記念、家族)	昭和19年5月30日	1944	—	—	—	(キャプション無し)
11	県史写真	近現代3160	国民学校の児童や近親者に見送られて戦地に向う出征兵士	昭和戦前期	—	—	—	写真パネル	(キャプション無し)
12	県史写真	近現代2852	出征軍人留守宅の福刈り奉仕に出かける前に武運長久と戦勝を祈願する愛国婦人会の人びと	昭和戦前期	—	—	—	写真パネル	(キャプション無し)
13	伊達徳次郎氏関係	94	川越市統後奉公会事業概要	[昭和17年]	[1942]	—	—	—	昭和13年(1938)に川越市将兵後援会として設立され、翌年に改称・事業拡大が行われた川越市統後奉公会の活動内容をまとめた冊子です。生活援護や医療扶助、在郷軍人の健康診断や戦没者遺児の調査結果が紹介され、同会の活動の幅広さが見て取れます。なかでも遺家族への援護事業では、映画館の招待券が配られたり、醤油やうどん、金一封や提灯が贈られたりしたと報告されており、援護の具体像が読み取れます。

コラム 教えて！企画者さん(慰問袋)

担当者:『新編埼玉県史』を編さんするために集められた写真ですね。「慰問袋の山」とタイトルがつけられています。この白い山が慰問袋ですか？
 企画者:そうです。割当ては地域によって異なりますが、桜田村の書類には、2週間て56個作成するよう指示されています。袋は手拭を縫い合わせて作ったみたいですね。
 担当者:私は裁縫が得意じゃないので、厳しいノルマです…慰問袋は何を入れたんでしょう？
 企画者:慰問袋に入れる品物は2円程度のもので、割れ物や軍の機密に関わる物は入れられなかったようです。女優の高峰秀子は「手ぬぐい、石けん、アメ玉、チョコレート、お守り、煙草にマッチなどで、必ずといってよいほど女優のプロマイドを入れたものであった」(『わたしの渡世日記 上』)と述懐しています。
 担当者:色々なものを入れていたんですね！何を入れるか迷います。

通番	文書番号	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション
14	埼玉銀行 11-172	慰問袋募集依頼	昭和13年12月1日	1938	妻沼町長外	武州銀行妻沼支店	—	妻沼町長など地域の有力者から武州銀行(現埼玉りそな銀行)へ宛てた慰問袋の制作依頼です。いずれも中国大陸の兵士を労い、労苦に報いるため慰問袋の制作を呼びかけています。
15	埼玉銀行 11-140	慰問袋募集依頼	昭和14年5月26日	1939	妻沼町長外	武州銀行妻沼支店	—	ただし、昭和13年(1938)の依頼では「赫赫たる戦果」と優勢を誇る一方、昭和15年(1940)の依頼では国内で「空に敵機の影すら見えず」にいられることを強調しており、日中戦争の長期化に伴い兵士を労う理由が変化した傾向を読み取れます。
16	埼玉銀行 11-75	慰問袋募集二付依頼	昭和15年6月7日	1940	妻沼町長外	武州銀行妻沼支店	—	
17	白石家 4134	慰問袋募集方御依頼ノ件	昭和15年10月11日	1940	野村泰弘	白石貞二	—	
18	県史写真近現代 2856	慰問袋の山(越生町)	昭和戦前期	—	—	—	パネル	(キャプション無し)

第2章 貯める人びと、差し出す人びと

日中戦争勃発以降、国債の償還や価格上昇の抑制などを目的に、戦費が必要との宣伝を伴い、貯蓄が奨励されました。埼玉県下でも昭和13年(1938)6月に貯蓄報国强調週間が実施されました。ただし実際には毎年目標額が定められたり、貯蓄組合が作られたりするなど、強制的な側面もありました。必要とされたのは資金だけではありません。多くの物資は軍隊での使用が優先され、家庭にある物も供出が求められました。

通番	文書番号	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション
19	埼玉銀行 30-10	貯蓄報国强調週間実施ノ件通知	昭和13年6月10日	1938	埼玉銀行会	—	—	県内の銀行連絡や業務研究を目的に結成された埼玉銀行会が発した通知です。貯蓄報国强調週間中における土休日の臨時開店や、店内へのポスター・看板・懸垂幕の設置など、県内の各営業所と広報の両面における指示が記されています。特徴的なのは別紙で、広告媒体の文言や材料、寸法などが記されており、立看板は木枠の布張り、高さ約180cm、幅約54cm、大型の懸垂幕は長さ約7m80cm、幅約90cmと、事細かに定められています。
20	埼玉銀行 11-126	預金額突破感謝ノ宴開催	昭和14年8月24日	1939	武州貯蓄銀行頭取	—	—	武州貯蓄銀行(現埼玉りそな銀行)の頭取が石井支店長に宛てた通知です。同銀行が目標預金額の1,000万円を突破し、その内祝と感謝の意を込めて、「大宮公園見沼温泉」にて宴会を開催する旨が記されています。 本通知に対し支店長は出席の意を表明しています。こうした行員への慰労が顧客へ預金を促す活力につながったのかもかもしれません。
21	埼玉銀行 313-22	国民貯蓄奨励宣伝方法	昭和16年11月22日	1941	第八十五銀行小鹿野支店	—	—	第八十五銀行(現埼玉りそな銀行)小鹿野支店に残された、国民に対する貯蓄奨励の宣伝方法を記した書類です。集会開催や街頭広告の作成、印刷物の作成など、多様な宣伝方法が示されます。なかには貯蓄を題材とした演劇や漫才を演じたり、貯蓄に関する紙芝居を配布したりするなど、大衆文化を通じた宣伝方法も見られます。
22	埼玉銀行 2388	国民貯蓄奨励ニ関スル書類(同17年3月迄)	昭和15年6月7日	1940	—	—	「勧誘の言葉に就て」の冒頭を展示	武州銀行(現埼玉りそな銀行)における貯蓄奨励に関わる通知やポスター、スタンプの図案などが綴じられた簿冊です。 なかでも、「貯蓄報国强調週間」勧誘の言葉に就てには、貯蓄勧誘の家庭訪問時における想定問答が記されています。「逃げ口上は殆ど一般的ですから夫れ以上言はせぬ様に押へて」という文言からは、時に話術が必要とされた様子が、「ひと通りの話が終る迄煙草はのむべからず」という指示からは当時の習慣がうかがえます。
23	埼玉銀行 1688-4	学生生徒ノ国民貯蓄組合ニ就テ(業別ブロックニュース)	昭和18年5月24日	1943	業務課	—	—	安田銀行(現みずほ銀行)業務課が発行したもので、上智大学における貯蓄組合の利点や手続方法を紹介しています。卒業・入学はあっても加入者が安定し、かつ一定期間移動しないため手続が簡便であることから、人手不足の支店にも対応できるという趣旨です。戦時下においては、官公署、学校、会社などあらゆる団体のなかに貯蓄組合が作られ、人びとはいずれかに加入することが求められました。
24	飯田氏 235	割増金附戦時貯蓄債権 第拾四回	昭和19年	1944	株式会社日本勧業銀行	—	—	日本勧業銀行(現みずほ銀行)が発行した割増金附戦時貯蓄債券です。昭和12年(1937)施行の臨時資金調整法に基づき、戦争のための資金調達を目的に発行されたもので、年2回、抽選により割増金を付けて償還される仕組みでした。券面には富士山と桜、「大東亜戦争」の絵と文字が印刷されており、時代が窺えます。なお、現在は換金できません。
25	埼玉銀行 73-75	貯蓄券不正使用防止ニ関スル件大蔵省国民貯蓄局長通牒二付キ移牒	昭和19年4月12日	1944	日本勧業銀行浦和支店	埼玉銀行忍支店	—	大蔵省国民貯蓄局から県知事を経由し、日本勧業銀行(現みずほ銀行)浦和支店が埼玉銀行(現埼玉りそな銀行)忍支店へ発した通知です。貯蓄券は昭和18年(1943)から発行された政府発行・日本勧業銀行取扱の証券で、有効期限内に額面分の金額を貯蓄に充てられるものでした。貯蓄分の資金を確保する目的が想定されましたが、他人の貯蓄券を使い自分が預け入れするなど、不正使用の事例と対策が記されています。
26	埼玉銀行 31-98	米英撃滅国民総躍起貯蓄券町村割当表	[昭和19年]	[1944]	—	—	—	昭和19年7月に実施された「五億五千万貯蓄強調期間」の要項です。懇談会や従業員200名以上の工場での講演会、農産物収入の貯蓄推奨などが挙げられ、徹底した取組が目指されたことが分かります。 末尾には貯蓄券の割当表が付されており、「一世帯一実行日塗スルモ強制ニ互ラザル様留意スルコト」という注意書きとの矛盾が読み取れます。

27	諸井(三)家	3384	[米4斗供出依頼状]	昭和15年8月8日	1940	本庄町長宮下林平	諸井逸郎	—	—	児玉郡本庄町(現本庄市)の町長であった宮下林平から諸井逸郎に宛てられた米の供出命令です。現在保有している米穀について、家庭では麦4割を混ぜて食べ、余った米4斗分、つまり米俵1個分を本庄町に供出するよう指示しています。戦争の影響による食糧不足は戦後まで長引く問題となります。
28	埼玉銀行	148-41	鉄・銅ノ特別回収実施要領	昭和16年9月1日	1941	埼玉県	—	—	史料劣化が著しいため、写真パネルによる展示。	埼玉銀行が昭和16年9月1日付けて作成した鉄・銅の特別回収の実施要領です。同日に政府が公布した金属回収令を受けて作られました。鉄と銅は戦争のために必要な素材であることを説明し、供出すべき品物と供出場所が示されています。 火鉢や傘立、シャンテリア、交通標識などあらゆるものが供出の対象となりました。補償措置はありましたが、生活の不自由は計り知れません。
29	埼玉銀行	169-26	譲渡申込書(金属類回収供出)	昭和18年2月20日	1943	忍貯金銀行	—	—	—	(キャプション無し)
30	埼玉銀行	169-27	指定施設ニ於ケル金属類特別回収ニ就テ通知	昭和18年2月15日	1943	—	—	—	—	忍町(現行田市)の町長が発した通知で、銅・鉄製品を「完全供出」して「至高ナル責任ヲ果サレム」よう訴え、代替物の有無にかかわらず供出するよう指示しています。 この通知には、忍貯金銀行(現埼玉りそな銀行)の用箋に書かれた「金属回収供出数量調」が添付され、応接室の帽子掛けの金具16個、建物の周囲のマンホールの蓋21枚などが供出対象として書き出されています。徹底した回収の様子がかがえる書類です。
31	埼玉銀行	83-86	金属類供出書	昭和19年10月5日	1944	埼玉銀行小栗野支店	—	—	—	埼玉銀行(現埼玉りそな銀行)小栗野支店から小栗野町役場へ供出された金属類の品目や重量、供出日などを記した書類です。金属製の書箱と鉄棒が持ち込まれたことが分かります。なかでも鉄棒は窓格子に使用されていたと注記されており、戦争を継続するため身の回りのあらゆる金属が供出された様子が見えます。 書箱の中の書類の行方、そして窓格子が外された窓はその後どうなったのか、気になります。
32	埼玉銀行	131-197	白金・ダイヤモンド供出事務取扱二関スル件	昭和19年10月16日	1944	埼玉銀行業務部長	各店長	—	—	(キャプション無し)
33	県史写真	近現代2973	金属回収のために供出された二宮金次郎や楠公の像	昭和戦前期	—	—	—	—	—	小栗野国民学校(現小栗野町立小栗野小学校)において、二宮金次郎と楠公(楠木正成)の銅像の供出仕行会が行われた際の写真です。戦争による物資不足を補うため、昭和16年(1941)に金属類回収令が公布されました。 全国各地の小学校に建立されていた金次郎像は、児童から親しみを持たれており、像の供出の際には「応召(徴)」という言葉が用いられたり、兵士と同様に敬意をもって見送られたりすることもありました。

コラム 企画者は語る(木材供出)

第一次世界大戦後、日本では輸入材が建築資材などの主流になりました。しかし、世界恐慌や日中戦争の勃発で輸入材の統制と国産材の増産が行われ、昭和16年(1941)には木材統制法で生産や流通販売が整理統合されました。昭和18年になると、戦局の悪化による鋼材の不足を補うため木造船の増産が企図され、山林のみならず屋敷林や社寺林、並木、海岸林など平地の木々を伐採するべく、各地で軍需造船供木運動が行われました。

通番	文書番号	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション
34	行政文書 昭4205-29	陸軍軍需木材供出ニ関スル件	昭和17年10月27日	1942	—	—	全6頁をパネル展示	陸軍の資材を司る需品本廠から埼玉県経済部長宛てに発せられた通帳で、農林省に割り当てられた木材の供出について、業者へ見積提出を指示するよう伝えています。添付の見積書には、松や杉材が供出対象として挙げられ、受領部隊として陸軍の飛行機運施設が集まっていた立川(東京都)の航空本部西立川建築工場が記されています。体積にして197,734石(約54.9m ³)分の供出が見込まれたことが分かります。木材供出の過程がかがえる書類です。
35	行政文書 昭4405-10	軍需造船用材供出ニ伴フ国有保安林伐採手続ニ関スル件	昭和18年7月5日	1943	—	埼玉県知事	1枚目の表と裏をパネル展示	農林省山林局長名で埼玉県知事宛てに発せられた通知です。緊急の「軍需造船用材供出」のため。本来災害対策や水源確保を目的として保護されてきた国有保安林を伐採せざるを得ないことから、手続きが必要な場合は早急に計らうよう伝えています。さらに、それでも間に合わず切迫している場合は手続きの途中で伐採に着手するのを了承されたい旨が書かれており、資材調達の苦しい状況がかがえます。

第3章 空襲に備える人びと

埼玉県では、昭和17年(1942)の本土初空襲に伴い県南部などが被害を受けました。その後、県庁や埼玉会館の敷地に防火用の水槽設置が準備されるなど、空襲への対策が進められました。
 昭和18年(1943)、ガダルカナル島撤退やアッツ島玉砕など戦局が悪化し、翌年にサイパン島が占領されると、米軍による本格的な本土空襲は必至となりました。県内の学校では空襲警報時の心構えが示されたり、銀行では通信途絶に備えてリレー方式で情報を伝える訓練が行われたりしました。こうしたなか、昭和20年(1945)8月14日の夜半から翌日未明にかけて、県内最大の被害となった熊谷空襲がありました。

通番	文書番号	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション
36	行政文書 昭4150	防空用貯水槽設置ノ為県庁敷地ノ一部使用ノ件	昭和17年2月18日	1942	庶務課(知事官房)	—	重文(期間限定原本展示)	(キャプション無し)
37	岸田氏収集 33	昭和十七年度空襲訓練目標二就テ(防空長ノ巻)	昭和17年	1942	川越警防団第四分団	—	—	川越警防団第四分団が作成した昭和17年度の防空訓練計画です。空からの攻撃に対し、場合に応じて種々の連絡手段や対策が構築されたことが分かります。川越市が作成した「防空の心得」との共通点があることから、同書をもとに作成したとも推測できます。 警防団とは昭和14年(1939)施行の警防団令に基づいて作られた警察や消防の補助組織です。
38	伊達徳次郎氏関係 106	防空の心得	昭和17年	1942	川越市	—	—	川越市が作成した昭和17年度の防空教育訓練の冊子です。隣組を基礎として空襲への警戒が行われました。敵機来襲や焼夷弾落下といった状況を想定した対応が示されています。また、訓練については、計画を立て人員を動員して実際に練習すると、計画の無理や設備の不備に気づく場合がある、というアドバイスも記されています。
39	伊達徳次郎氏関係 107	[防空講習受講関係書類]	昭和18年7月1日	1943	—	—	裏表紙裏面「防空講習会科目並二時間表」を展示	川越市長・同警察署長から警防団の幹部に宛てて発せられた、昭和18年度の防空教育訓練計画に基づく、防空講習の受講通知です。 通知では、服装として制服やゲートル(脚絆)巻き、持ち物として筆記用具と弁当が指定されています。講習では午前8時30分から午後6時までの間、主に警察関係者から、連絡や訓練方法、爆弾や焼夷弾についての解説や実習が行われたことが分かります。
40	埼玉県教育史編さん室移籍 157	昭和十八年度日誌	昭和18年	1943	—	—	4月4日の頁を開いて展示(空襲警報)	昭和18年度の北泉国民学校(現本庄市立北泉小学校)の学校日誌です。登校児童数、日直・宿直の職員、来校者などの記録欄があります。 展示箇所は4月4日(日)の項で、特記事項には「午後九時〇分警戒警報発令」とあります。宿直は通常1名のみなのですが、敵機が来襲するおそれのある際に発せられた警戒警報を受け、教頭の中原が出勤し、2名体制となったようです。有事に管理職が出勤するのは、現在と変わらないでしょう。
41	湯本家 6925	[空襲、配給外近況報告二付書状]	14日	—	—	—	—	静岡に住む秀子が埼玉郡埼玉村(現行田市)に住む義母・湯本きよに宛てた書簡です。静岡への敵機飛来の様子と湯本家への様子伺いなどが記されています。昭和19年(1944)から本格化した本土空襲は東京や名古屋など大都市から行われたため、静岡が「敵機の通路」となっていたのでしょう。堅固な防空壕の様子や警報時にも食糧増産に励む様子など、空襲もまた日常となった実情が垣間見えます。
42	埼玉銀行 124-9	関東地区金融関係非常取付並埼玉銀行非常時対策取付伝図	昭和19年	1944	埼玉銀行	—	感想の頁を展示 路線図の頁は表裏を一枚に組み合わせてパネル展示	金融界の指導や統制を担った全国金融統制会が主催し、埼玉銀行(現埼玉りそな銀行)も参加した「関東地区取付伝演習」の書類一式です。 演習の想定は、空襲によって関東地区全域で交通・通信が途絶し、各支店間の道路の通行が夜間禁止されているなか、大蔵省からの指示を各銀行に伝える必要があるというものでした。当日は、東京から埼玉県内各地へ自転車によるリレー方式で、封書が伝達されました。
43	埼玉県教育史編さん室移籍 163	昭和十九年以降職員会議録	昭和19年	1944	北泉国民学校	—	11月30日の条(空襲警報)を展示	昭和19年5月から12月までの北泉国民学校(現本庄市立北泉小学校)における職員会議の記録です。体操科(体操と武道)の査察や物資増産への協力など、戦争に関わる話題が見られます。また、夜間の空襲警報で出勤した男性職員がそのまま朝から勤務していることへの労いや、空襲時の児童の心構えとして「太く確り」という文言が記されており、空襲下の学校の様子がうかがえます。

44	埼玉銀行	2391-20	戦災滅失日本銀行券二関スル非常措置ノ件	昭和19年11月1日	1944	埼玉銀行頭取	本部各課長	2枚目の要項を展示	埼玉銀行頭取が同銀行の本部各課長と各店長に宛てた書類です。戦災によって日本銀行券が滅失した場合、代わり金を出すという非常措置が取られました。措置を取る場合の要領には、対応可能な金融機関や、代り金を交付するための条件が示されます。銀行券の滅失に備え、各銀行が保有する銀行券の内訳を最低2店舗に毎日報告することなどが記されます。また註には一般に発表しないことを強調しています。
45	湯本家	6778	[学童疎開二付礼状]	昭和21年1月20日	1946	井上志津、武則	湯本聡一郎様	—	東京市杉並区(現東京都杉並区)の井上氏が、埼玉郡埼玉村の湯本聡一郎氏に宛てた礼状です。都市部への空襲から子供を守るため地方へ移住させた学童疎開での種々の親切に感謝の意を表しています。帰京後「元気に通学」という報告からは子供たちが日常へ戻りつつある様子が、「復校転校生徒数も相当に多く」という一節からは終戦後に多くの人びとの流動があったことを窺わせます。

エピソード 終戦と書類

昭和20年(1945)8月15日、玉音放送により太平洋戦争の終結が人びとに伝えられました。埼玉県では知事の福本柳一が県庁職員に訓示を行い、翌日の『埼玉県報』では、協力して国をまもり威信を広めるよう県民への告諭が載せられました。一方、戦時下における物資の節約、終戦直後における書類の焼却、昭和23年(1948)の県庁舎の焼失などのため、戦時中から戦後直後の埼玉の様子を伝える多くの書類が失われました。当館ではこうした出来事を経たお残された書類を収蔵しています。当館はこれからも、埼玉に関わる書類を、調査し、伝えていきます。

通番	文書番号	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション
46	行政文書 C832	埼玉県報232(告諭第1号)時局收拾二関スル件	昭和20年8月16日	1945	—	—	重要文化財(期間限定原本展示)	終戦翌日の『埼玉県報』号外に載せられた、県知事から県民宛ての告諭です。困難に耐え忍び、力を合わせて「協心戮力」「一致協力」して国体を維持し、国の威信を広めるよう求めています。「忍び難キニ忍ビ」は終戦の詔書、「國威ノ恢弘」は内閣告諭の一節と似た文言であり、これらの内容を踏まえたことが読み取れます。混乱を防ぐため、人びとの取崩を弱い心情を慮りつつも天皇が終戦を決断した以上は従うべしという前提がうかがえます。
47	県立杉戸農業高等学校所蔵文書 C11871 No.40	時局ノ急転ニ伴フ学校教育二関スル件	昭和20年10月6日	1945	—	—	—	埼玉県内政部長から県内各中等学校長へ宛てた通牒です。敗戦という時局ノ急転により、戦争のために行われていた学校教練を中止し、代わりに食糧増産や戦災復旧を行うよう指示しています。「学校ノ自主的計画ニ基キ環境ノ実情ニ即応シテ之ヲ課スモトス」の一文からは、戦時中の教育を続けられなくなり、代わりの教育内容についての具体的な指示も出されていない教育現場の混乱がうかがえます。
48	行政文書 昭4511	終戦業務処理上必要ナル者ノ召集二関スル件	昭和20年12月12日	1945	人事課(内務部)	—	重要文化財(期間限定原本展示)	第一復員省(旧陸軍省)からの通牒で、終戦の関連業務に関わる際に召集中の在郷軍人としての身分を保有させる必要がある場合の対応方法が記されています。主な召集範囲として軍需品の処理や同省の欠員補充が挙げられており、終戦直後の混乱がうかがえます。召集する場合は、その目的と対象者の本籍地などを第一復員大臣に報告する必要がありました。
49	行政文書 昭4312	官庁ノ文書物品等整理並ニ其積極的活用供出ニ関スル件	昭和19年6月27日	1944	—	—	重要文化財(期間限定原本展示)	県の庶務課長から官房長へ宛てた供出物品調査の提出通知で、椅子4脚、不用文書106が挙げられています。これは、官公署の書類や物品の整理を指示した内務省の通牒を、官房長が県庁各課へ周知したことへの回答です。通牒の説明には「平時的又ハ計画的観念ヲ離脱シ「戦力増強ノ一点」に集中するよう記され、椅子カバーの全面撤去などが例示されています。戦時下における書類の残存状況の背景を伝える内容です。
50	前沢孝氏関係 2	「戦争突入から労働省のできるまで」	昭和52年	1977	—	—	10頁を展示(小さければパネルも)	埼玉県庁に勤めた前沢氏が、「私の記帳から書抜きした回想録です。終戦の日に職員全員が県議会議事堂に集められて玉音放送が流され、「あちこちから啜泣きの声もあり、静然としていた」と記されています。その直後の「課内の書類整理区分を明確にして重要書類の焼却するよう課長より指示」により、「殆んど勤業業務の書類は構内の焼却場で焼きました」という一節からは、終戦直後の書類をめぐる対応がうかがえます。

コラム 教えて！担当者さん(県庁火災)

企画者：これは埼玉新聞社が撮影した、旧県庁舎の火災の写真ですね。この火災は戦争と関わりが薄いのでしょうか？
 担当者：そのとおりです。けれど、埼玉県の戦争についての書類という話題には大きく関わります。この火災で県庁舎の大部分とともに、昭和10年代から20年代にかけての書類も焼失しました。ですが、県庁が市町村に発した書類なら、受け取った方に同じものが残されているはず。文書館は、その受け取った方の書類を撮影して複製本を作る「戦中戦後行政文書保管事業」を、昭和62年度から平成7年度にかけて行いました。これらの複製本は文書館で閲覧できるんです。
 企画者：かなり壮大なプロジェクトですね！企画展が開催できたのも、この事業のおかげなんです！！先人の蓄積に感謝です。

通番	文書番号	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション	
51	埼玉新聞社 撮影戦後報道写真 S230040-01	県庁の大火	昭和23年	1948	—	—	—	(キャプション無し)	
映像コーナー									
通番	文書番号	放映時間	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション
52	DSS	30分	第658回 埼玉の歴史～昭和編～	平成3年	1991	テレビ埼玉制作	—	—	(キャプション無し)
53	DSS	15分	平和を守って！～戦争の記憶を伝えるさいたま市民の証言～ 奥野ユキエさん	平成29年	2017	さいたま市	—	—	
54	DSS	14分	平和を守って！～戦争の記憶を伝えるさいたま市民の証言～ 園谷清治さん	平成29年	2017	さいたま市	—	—	
55	DSS	14分	平和を守って！～戦争の記憶を伝えるさいたま市民の証言～ 山崎淑郎さん	平成29年	2017	さいたま市	—	—	
参考									
通番	文書番号	表題	年月日	西暦	差出	宛所	備考	キャプション	
参考	国立公文書館 デジタルアーカイブ	全国主要都市戦災概況図より浦和	昭和20年12月	1945	—	—	—	戦災の概況を復員帰還者に知らせるために、第一復員省(旧陸軍省)資料課によって作成されました。 展示部分は、昭和20年4月14日に空襲に遭った浦和市(現さいたま市)高砂地区の様子です。赤斜線部分が焼失区域で、現在の文書館の所在地も焼失しています。本図には「浦和町」の文字が見えることから、浦和市政が施行される昭和7年(1932)より前の地図に、昭和20年当時の情報を書き加えたものと考えられます。	
参考	個人蔵	[浦和空襲体験手記]	平成21年	2009	—	—	—	浦和空襲を体験した方の手記です。手記には、空襲によって燃えるまちを家族とともに逃げまわったこと、高砂町周辺の被害状況などが詳細に記されています。 「終戦後六十四年、過ぎた今日、(略)戦災を語る者が、だんだん居なくなりましたので私の体験を、記してみました」という一文からは、戦争体験を未来へのこそうとする、強い意志がうかがえます。 本史料の展示にあたり、貴重な史料をご提供くださり、また、お話をきかせてくださったご家族様に心より感謝申し上げます。 (個人情報保護のため一部改変)	

- 本表は、埼玉県立文書館が主催した令和7年度企画展「書類のなかの戦争―戦時下の埼玉に生きた人びと―」における展示史料の一覧である。
- 本表の項目は、通番、文書番号、表題、年月日、西暦、差出、宛所、備考、キャプションである。
- 文書番号は、当館が付与した番号である。
- 文書番号の「DSS」は、株式会社デジタルSKIPステーション提供である旨を示し、彩の国デジタルアーカイブでの検索及びSKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ映像公開ライブラリーでの視聴が可能である。
- 表題は、原則として史料に付された文言に拠ったが、明確な表題がない場合は当館で付し、[]で示した。
- 年月日及び西暦について、推定で付した場合は[]で示した。
- キャプションは、原則として展示会場で掲出した史料解説の文言を収録した。
- コラムについて、展示の際は文末に一部絵文字を使用した。本表では割愛した。
- 漢字は適宜、現用字体に改めた。